

91	東京都学校体育実技指導者講習会の実施	教育庁
<p>教員の体育実技の指導力の向上を図るため、講習会を行います。</p>		
92	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」と、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」を開発・提供することで、幼稚園及び保育所における質の高い幼児教育を推進します。</p>		
93	小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配	教育庁
<ul style="list-style-type: none"> 入学直後（小1、中1）の学年において、児童・生徒数による一定の規模を満たす場合に学校に教員を配置し、児童・生徒が学力を身に付ける上での基盤を構築します。 加配教員の活用方法は、学級規模の縮小、チームティーチングなどを想定しており、1学級40人という学級編制基準は変更ありません。 		
94	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学4年及び中学1年で、「基礎的・基本的な事項に関する調査」を抽出校及び希望校を対象に実施し、その結果を分析した報告書を各学校に配布します。 小学5年及び中学2年で読み解く力に関する調査を悉皆で実施します。 調査の結果分析及び新学習指導要領を踏まえて現行の「児童・生徒のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」を改訂し、教員に配布します。 東京ミニマムを活用した実践事例を作成し、教員に配布します。 東京ミニマムの趣旨等を紹介するリーフレットを作成し家庭に配布します。 「確かな学力向上実践研究推進校」を設置し、授業公開や研究協議会等を通して全都の学校の授業改善に役立てます。 指導主事による「特別訪問」を各学校の求めに応じて実施し、授業改善推進プランに基づく授業改善の取組について具体的に指導・助言します。 		
95	公立学校の補習の充実	教育庁
<p>外部指導者の活用により、小・中学校及び都立高校における土曜日の補習の一層の充実を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部指導者の報償費を予算化して実施する区市町村、既に予算措置をしている区市町村における新規実施校を対象にした報償費の半額補助 新たに講習（補習）を実施する全日制普通科高校を対象にした外部指導者の報償費の全額支給 		
96	道徳授業地区公開講座の実施	【実施主体：区市町村】 教育庁
<p>公立小・中学校等における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の教育の在り方について、家庭・学校・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進します。</p>		
97	生活指導担当指導主事連絡会	教育庁
<p>東京都教育委員会及び各区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事が一体となって、生活指導上の課題について協議し、児童・生徒を健全に育成する取組を推進します。</p>		

98	スクールサポーター制度	警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行います。</p>		
99	未来を拓く体験発表会	教育庁
<p>各学校における体験活動の一層の充実を図るため、学校における児童・生徒の体験活動の実践発表や、体験活動の重要性などについての講演を実施します。</p>		
100	親子ふれあい教室	教育庁
<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催します。</p>		
101	ボランティアの日の設定と取組の充実	教育庁
<p>社会生活における役割や責任感を培い、豊かな人間性や社会性等を育成するため、すべての都立高等学校が「ボランティアの日」を設定（平成15年度）し、生徒のボランティア活動の充実を図ります。</p>		
102	奉仕体験活動の必修化	教育庁
<p>生徒が、奉仕体験を通して、他人に共感し社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、平成19年度から都立高校全校で、奉仕体験活動を必修としています。</p>		
103	トライ＆チャレンジふれあい月間の実施	教育庁
<p>児童・生徒が多様な人間関係の在り方を学び、社会の一員としての自覚を高めるために、6月及び11月を「ふれあい月間」とし、子供主体の奉仕活動・体験活動の推進を図っています。</p>		
104	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
<p>ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催 		
105	エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施	福祉保健局
<p>都民のエイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室や保健所において、H I V検査・性感染症検査や相談を行います。</p>		
106	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
<p>都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進します。</p>		
107	薬物乱用防止対策	福祉保健局
<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室、薬物乱用防止ポスター・標語の募集 ・薬物乱用防止高校生会議、啓発パンフレット・リーフレット等の整備 ・有職少年、無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 		

108	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁
<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 ・小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募 		
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
*NO. 8参照		
109	放課後子どもプラン（放課後子供教室）	教育庁
<p>小学校等施設を活用した、子供達の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保を進めます。</p>		
110	児童館等整備費補助	福祉保健局
<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援します。</p>		
111	早期からの「しつけ」の後押し事業	青少年・ 治安対策本部
<p>親が、子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識をはぐくんでいけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。</p>		
112	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁
<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</p>		
113	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
<p>地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進します。</p>		
114	地域教育活動を担う教育サポーターの養成	教育庁
<p>これからの学校教育は、学校と地域との連携を強化し、地域総ぐるみで学校を支え、教育活動を活性化させていくことが重要であるため、団塊の世代をはじめとする地域住民を、教育サポーターとして養成し、教育活動の支援者として活用していく仕組みづくりを進めていきます。</p>		
115	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
<p>都民の教育に対する関心を高め、教育についてともに考えるため、「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域が協働する取組を推進します。</p>		
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO. 1 参照		
再掲	先駆型子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO. 2 参照		

再掲	子育て・介護支援融資	産業労働局
*NO. 56参照		
再掲	安心して自由な子供の遊び場の整備	建設局
*NO. 219参照		
116	私立幼稚園に係る助成	生活文化 スポーツ局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園経常費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。 ○ 私立幼稚園教育振興事業費補助 都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校法人立（学校法人化志向園を含む）以外の私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 ○ 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 ○ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。 		
117	私立学校助成	生活文化 スポーツ局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立学校経常費補助等 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部補助等を行います。併せて社会のニーズに応じた私立学校の取組を促進します。 ○ 私立高等学校等特別奨学金補助等 私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にするため、東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業の経費を補助する等行います。 		

(2) 次代を担う人づくりの推進

118	中学生の職場体験	青少年・ 治安対策本部 教育庁
<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校等における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促します。</p>		
119	首都大学生のインターンシップ	総務局
<p>首都大学東京では、都や区、市、企業等の現場での実習を通じて社会を知り、社会で働くことは何かを学ばせるため、主として学部1、2年生を対象に、教養教育の一環として「現場体験型インターンシップ」を実施しています。</p>		
120	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁
<p>生徒の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図ります。</p>		

121	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁
<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が共同して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■20年度 全日制107校・定時制8校 ■事業目標（26年度） 全都立高校において保育体験活動を実施 		
122	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部
<p>ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談と電話相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施しています。</p>		
123	ひきこもり等防止対策事業	青少年・治安対策本部
<p>区市町村と連携して各地域においてネットワークを構築し、ひきこもりに陥る可能性のある者に対して個人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、地域支援者へ講習会を実施するなど、地域における支援を推進します。</p>		
124	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・治安対策本部
<p>就労でのつまづきや人間関係の悩み、漠然とした不安・孤独などを感じている、主に18歳以上の若者を対象とした相談事業を実施します。</p>		
125	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部
<p>非行少年の立ち直りを支援するため、就学、就労、生活自立に関する相談対応や居場所の提供を行う立ち直り支援センター「ぴあすぼ」を運営するとともに、少年の更生に取り組む保護司の活動に対する支援を行います。また、区市町村における立ち直り支援モデル事業を行います。</p>		
126	登校支援員活用事業	教育庁
<p>退職した教員や警察官、民生委員・児童委員、教員志望の学生などを「登校支援員」として活用し、不登校が増加する中学1年生を中心に、登校時の家庭訪問や登校後の学習支援などを行います。</p>		
127	スクールカウンセラーの配置	教育庁
<p>児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する人をスクールカウンセラーとして都内公立中学校全校に配置し、悩みをもつ児童・生徒等を支援します。</p>		
128	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁
<p>臨床心理士等の専門家スタッフや学生等スタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適應の悩みをもつ児童・生徒等を支援します。</p>		
129	東京都教育相談センターのいじめ相談	教育庁
<p>いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行います。</p>		

130 チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
<p>学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。</p>	
131 若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業等）	産業労働局
<p>○ 勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施します。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施します。</p> <p>○ 社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりを進めるため、インターンシップの受入れなどを行う若者支援サポーター企業の組織化を図ります。</p>	
132 公共職業訓練の実施	産業労働局
<p>○ 職業能力開発センター等において、若年求職者に対し、職業に必要な技術や知識を習得させるために、概ね30歳以下を対象とした科目を設定し、職業訓練を行います。</p> <p>○ 非正規雇用者が、仕事と訓練の両立を図れるよう夜間を中心とした職業訓練を実施します。</p>	
133 ものづくり人材育成連携事業（ものづくり教育支援プログラム事業）	産業労働局
<p>児童・生徒に「ものづくり」への興味を持たせるとともに、就業意識の向上を図るため、小・中学生や高校生を対象に、「ものづくり」の楽しさ・素晴らしさ・達成感を体験できる機会を提供します。</p>	
134 東京版デュアルシステム	教育庁
<p>実践的な技能・技術を身に付けた人材育成を行うため、都立高校と企業が連携して行う新しい職業教育システムとして、企業における長期就業訓練等を行います。平成16年に開校した六郷工科高校で実施していますが、卒業生の半数以上が協力企業に就職しています。現在、他の工業高校へ導入するための検討を行っています。</p>	



コラム
⑪

幼稚園・保育園と小学校との連携（品川区） ～小学校生活へつながる保育・教育活動への取り組み～

○ 平成19年度から品川区が取り組んできた保幼小交流事業をさらに推進し、隣接している保育園・幼稚園と小学校が積極的に教育的交流を行うモデルケースとして、4・5歳児の保育室を小学校の教室に移行し、保育・教育を行います。

- 保育園と小学校の連携
 - ・中延保育園と中延小学校
 - ・西品川保育園と三木小学校

【運営形態】

小学校の教室等を保育園の分園とし、保育園の5歳児の保育・教育を行い、学校給食（昼食）、小学生との交流、学校行事への参加等を行います。おやつは保育園で取り、保育園児との異年齢児保育も行うとともに小学校への滑らかな接続を目指します。

【時期】

平成22年4月から

- 幼保一体施設と小学校の連携
 - ・のびっこ園台場（台場幼稚園）と台場小学校

【運営形態および時期】

幼保一体施設の幼稚園部門である台場幼稚園4・5歳児の保育室を同一敷地内の台場小学校の教室に移行し保育・教育を行い、小学生との交流、学校行事への参加等を行います。平成22年9月を目途として実施します。

- ・第一日野すこやか園（平成22年6月開設）と第一日野小学校

【運営形態および時期】

平成22年6月開設の保育園部門の4・5歳児を、小学校の施設を活用して保育・教育を行う。第一日野小学校との複合施設であるメリットを最大限活かし、幼稚園児も含めて小学生との交流、学校行事への参加等を行います。



目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり

現状と課題

【1 児童虐待防止対策の推進】

- 近年の児童虐待の事例を見ると対応の困難な事例が目立ち、早期発見と未然防止の取組強化が求められています。前期計画での重点的取組はおおむね順調に進んでいるものの、要保護児童対策地域協議会の取組や内容は自治体によって様々です。虐待の早期発見・未然防止のため、都内全域での効果的な体制整備、住民の通告義務等に関する一層の普及啓発が必要です。
- また、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援、家族の再統合に至るまで、学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター・先駆型子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、一貫して取り組むことが重要です。そのためには、職員の育成や一時保護所の環境改善、児童相談所の施設整備などにも目を向ける必要があります。

【2 社会的養護を必要とする子供への取組】

(1) 家庭的養護の推進

- 児童虐待相談件数等の増加に伴い、一時保護所や児童養護施設等は逼迫した入所状況となっています。また、老朽化が進んでいる施設も少なくなく、計画的に整備を進める必要があります。
- 前期計画では、様々な理由で親と一緒に暮らすことができない子供達が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる「ほっとファミリー」（養育家庭）やグループホームといった「家庭的養護」を、社会的養護の3割に拡充することを目標として取組を進めてきました。しかし平成20年度末時点では約25%にとどまっており、引き続き拡充を図っていく必要があります。
- 特に子供と養育者との基本的信頼関係（愛着）を作る時期である乳児期には、「ほっとファミリー」（養育家庭）委託を積極的に促進する必要があります。

(2) 施設機能の強化及び被措置児童の権利擁護

- 社会的養護の下に育つ子供達は、特定の大人との基本的な信頼関係を築けるよう、できる限り家庭に近い生活環境の中で育てられることが望ましいと考えます。中でも、虐待により心身ともに深く傷ついた子供は、様々な情緒・行動上の問題を抱えており、それぞれの子供のケアニーズに適切に対応するとともに、他の子供が安心して生活できる環境を確保するため、少人数の養育単位での手厚いケアや心理的側面に着目した治療的な養育環境の拡充が必要となっています。
- 被虐待児童や発達障害の可能性のある児童が増えており、こうした特別な支援を要する児童の多様なニーズに応えていくことが必要となっています。しかしながら、施設の職員を育成する研修について、従来のカリキュラムでは不十分であることや、施設ごとの研修内容にばらつきがあるなどの課題があります。
- 施設や養育家庭で生活する子供達に対して、将来の独り立ちを支えるという視点、また、子供の権利擁護という視点を大切にされた支援が必要です。

【3 ひとり親家庭の自立支援】

- 都内のひとり親家庭は、増加傾向にあります。ひとり親家庭は就労している割合は高いものの、母子家庭では非正規雇用の割合が高いため収入も不安定なものとなっています。また、未婚・非婚のひとり親家庭が増加するとともに、ひとり親家庭となる年齢も低下傾向にあり、子供の養育など生活全般への支援がますます重要となっています。

【4 障害児施策の充実】

- 障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要です。また、将来社会的に自立できる力や、地域の一員として生きていく力を育む必要があります。
- 障害のある子供の保護者からは、放課後や夏季休業期間の子供の居場所の確保や仕事と子育ての両立、レスパイト^{※1}支援等が求められています。

※1レスパイト……一時的休息

取組の方向性

【1 児童虐待防止対策の推進】

- 学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し適切な支援を行っていきます。
- 児童相談所の体制強化や子ども家庭総合センター（仮称）の整備を進めます。また、被虐待児やその親への支援といった複雑困難な課題に対応できる職員の育成・研修に取り組んでいきます。
- 国や区市町村、民間団体と連携して虐待防止の普及啓発「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、都民への働きかけを積極的に行っていきます。

【2 社会的養護を必要とする子供への取組】

(1) 家庭的養護の推進

- より多くの子供が「ほっとファミリー」（養育家庭）で暮らせるよう、引き続き普及啓発を図るとともに、子供を受託した家庭への支援などを充実していきます。また、乳児期からのほっとファミリー委託を積極的に進めていきます。
- グループホームの設置と安定した運営のため、その運営を担う中核的な人材の育成や、知識・技術を身に付けるための研修の充実を図るなど、グループホーム運営への支援を進めます。

(2) 施設機能の強化

- 児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設等の整備を図ります。
- 虐待を受けた子供へのケアの充実を図るため、小規模グループケアの設置拡大や、専門機能強化型児童養護施設を拡充します。また、新たなケアニーズや困難なケースに適切に対応するため、児童養護施設等人材育成支援事業等により職員を確保・育成するプログラムを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。

- 情緒・行動上の問題を重層的に抱えている被虐待児童に対して、生活支援を基盤に教育・治療を一体的に提供する「新たな治療的ケア施設」の検討を進めていきます。
- 高校中退や離職等で、再度、高等学校への就学等を目指す児童に対し、生活指導、就学指導を行う「再チャレンジホーム」での取組や、社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱えるものが集える場である「ふらっとホーム」の提供を行います。
- 被措置児童等虐待の届出・通告に対応するため東京都、児童相談所、児童福祉審議会に窓口を設置しており、引き続き、都のガイドラインに基づき、児童相談所や関係機関と連携しながら、届出・通告事案に対して迅速な対応を図っていきます。
- 東京都児童福祉審議会・子ども権利擁護部会での被措置児童等虐待に関する報告・検証等を通じ、対応強化と防止に努めます。

【3 ひとり親家庭の自立支援】

- ひとり親家庭の親の安定した就労に向けて、母子家庭就業・自立支援センターや、地域の母子自立支援員などの支援を引き続き行っていきます。あわせて、就業につながるスキルや資格を得るための支援を強化します。
- ひとり親家庭が身近な地域で気軽に相談できる体制を作っていきます。平成20年度から開始している養育費相談事業等について普及啓発を強化し、より質の高い相談に努めていきます。
- ひとり親家庭の就労継続のために不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備については、本計画の目標2における保育サービスのあり方の中で検討していきます。
- 母子生活支援施設については、入所者の抱える課題に応じ、きめ細かな支援が行える方策を検討していきます。

【4 障害児施策の充実】

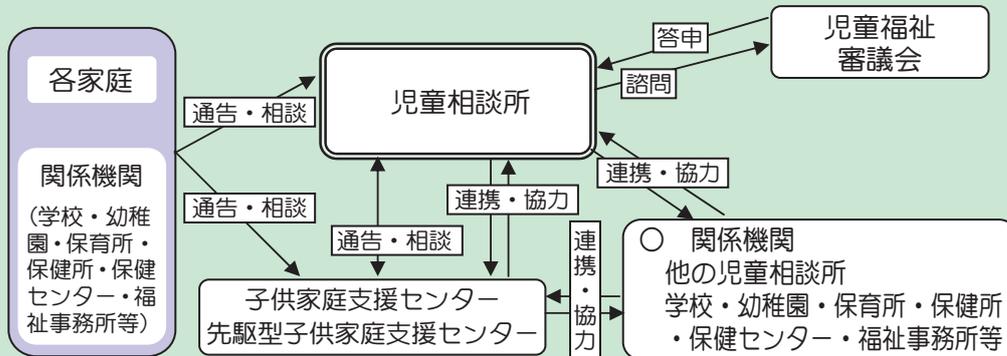
- 発達障害を含む障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関等が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行います。
また、障害のある子供の放課後の居場所づくりや、保護者のレスパイト支援として、児童デイサービスやショートステイ等在宅サービスの拡充を図ります。
- 将来社会的に自立し、地域の一員として生きていくことができる力を養うことを目指し、新たなタイプの学校を含めた特別支援学校における教育内容の充実や、自立のためのグループホームの整備促進を図ります。
- 保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害のある子供の受け入れ促進を図るほか、学校においては障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の充実を図り、障害のある子供の健全な成長を支援します。



重点的取組⑨ 児童虐待防止対策の推進

学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。

児童虐待防止の取組



- 被虐待児やその親への支援といった困難な課題への対応に向けた職員の育成・研修に取り組んでいきます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援を行っています。

東京都と区市町村の役割

東京都

- 児童相談所の体制強化
 - ◆ 児童福祉司の体制強化
→ 区市町村のバックアップ強化
 - ◆ 専門性の高い、困難な事例に重点化
- 子ども家庭総合センター（仮称）を整備
 - ◆ 福祉・保健・教育などが連携し、子供や家庭を一体的に支援する拠点
 - ◆ 処遇困難児や虐待により分離した家族の再統合への専門的な支援

区市町村

- 子供家庭支援センター
 - ◆ 児童相談についての一義的な窓口
 - ◆ 子育て支援ネットワークの中核
機能強化
- 先駆型子供家庭支援センター
 - ◆ 子供家庭支援センターの機能を拡充し、虐待への対応力を強化

連携・支援

学校・幼稚園・保育所・保健所・保健センター・福祉事務所等との積極的な情報交換・連携